

## 現場代理人の兼務について（要件緩和）

令和3年9月1日  
養父市経営企画部経営総務課

次の場合は、現場代理人の兼務を可能とします。また、兼務を認められた現場代理人は、各々の工事の主任技術者を兼ねることができます。

### 1 兼務の対象となる工事

次の(1)の発注機関が行う請負代金額が3,500万円未満の工事の契約を締結する場合に、(2)の要件を全て満たすときは、現場代理人は3件まで兼務できます。

#### (1) 兼務できる工事の発注機関

ア 養父市

イ 兵庫県但馬県民局養父土木事務所、兵庫県但馬県民局朝来農林振興事務所、兵庫県県土整備部住宅建築局住宅課・営繕課・設備課、兵庫県農政環境部農林水産局及び環境創造局

#### (2) 要件

ア 発注機関から現場代理人の常駐義務の緩和がなされていること。

イ 兼務する工事3件が、兵庫県発注の場合は、養父市・朝来市区域内、養父市発注の場合は、養父市区域内で施工する工事であること。

（養父市発注工事のみで3件兼務可）

ウ 既に契約を締結している工事の請負代金額が、3,500万円未満であること。

### 2 兼務する場合の手続

新たに兼務を希望する工事と、既に契約を締結している工事の全てについて、「現場代理人兼務届」（様式第1号）を提出してください。

前項第2号アに規定する「常駐義務の緩和」とは、次のいずれも満たし、発注機関の承諾を得る必要があります。

(1) 主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない3,500万円未満の工事  
で、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと。

(2) 発注機関又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。